

## 【小学校休業等対応支援金 Q & A】 目次

Q01	基本事項	P. 1
Q02	対象となる小学校等	P. 2
Q03	対象となる臨時休業等	P. 3
Q04	風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれがある子ども	P. 8
Q05	対象となる保護者	P. 9
Q06	業務委託契約に関すること	P. 10
Q07	委託を受けて個人で仕事をする方	P. 12
Q08	仕事ができなくなった日	P. 14
Q09	申請手続等	P. 16
Q10	その他	P. 20
Q11	支援金制度の延長	P. 21

問番号	問内容
-----	-----

**基本事項**

★ Q01-01 支援金の概要を教えてください。

文部科学省のガイドライン等に基づき、小学校等の臨時休業等が行われる場合があることを踏まえ、令和4年4月1日から同年9月30日までの間に、

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子どもや
- ・ i) ~ iii) のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども
- i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
- ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれがある子ども
- iii) 医療的ケア児又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

の世話を保護者として行うことが必要となった、「委託を受けて個人で仕事をする方」に対し、支援金を支給することとしています。

最新の支援金の詳細な内容等については、厚生労働省のHPをご覧ください。

(厚生労働省HP) [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)

本支援金の内容や申請手続等に関するお問い合わせは、以下のコールセンターに御連絡ください。

＜小学校休業等対応助成金・支援金 コールセンター＞

0120-876-187

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

★ Q01-02 いつからいつまでの間の仕事ができなかった日が対象になりますか。その理由は何ですか。

令和4年4月1日から同年9月30日までに仕事ができなくなった日が対象となります（令和3年8月1日～令和4年3月31日までの仕事ができなくなった日に係る申請受付は終了しています。）。

（令和3年8月に、地域一斉での小学校等の夏休み期間の延長等の動きが見られたことを踏まえ、令和3年8月1日からを助成金の対象期間としていました。）

Q01-03 居住する都道府県では緊急事態宣言が解除されたのですが、支援金を受け取ることはできなくなるのですか。

居住する都道府県で緊急事態宣言が解除されたかどうかや、いつ解除されたかにかかわらず、小学校等の臨時休業等が行われ、保護者として子どもの世話をを行う必要があるために、委託を受けて個人で仕事をする方が契約した仕事をできなくなった場合は、支援の対象となります。

問番号	問内容
★ Q01-04	支給額はいくらですか。

令和4年4月1日～9月30日の期間中に仕事ができなくなった日は4,500円です。

ただし、申請の対象期間（※）において1日以上緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域に住所を有する方は1日あたり7,500円です。

※「申請の対象期間」とは、申請のあった仕事ができなくなった日の最初の日から最後の日までの間を言います。

例1：小学校等の臨時休業等により仕事ができなくなった日が令和4年8月18日～8月31日で、8月21日まで緊急事態宣言の対象になっていた地域に住んでいる場合

⇒1日あたり7,500円を支給

例2：小学校等の臨時休業等により仕事ができなくなった日が令和4年8月18日～8月31日で、緊急事態宣言の対象地域にもまん延防止等重点措置を実施すべき区域にもならなかった地域に住んでいる場合

⇒1日あたり4,500円を支給

問番号	問内容
<b>対象となる小学校等</b>	
Q02-01	<b>対象となる「小学校等」には何が含まれますか。</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程のみ）、特別支援学校（全ての部）</li> <li>※障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校（後期課程のみ）、高等学校、中等教育学校、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校（高等課程に限る。）、各種学校（高校までの課程に類する課程）は対象</li> <li>・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス</li> <li>・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等（保育ママ等）、一時預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設などが対象</li> </ul> <p>【「支給要領の4」記載の小学校等を参照】</p>	
★ Q02-02	<b>いわゆるフリースクールは対象になりますか。</b>
<p>「不登校の学齢児童の学習指導を主たる目的とする教育支援センター、不登校特例校、その他民間施設」のいずれかに該当するものは対象になります。</p>	
Q02-03	<b>民間のベビーシッターサービスは対象になりますか。</b>
<p>認可外保育施設として届出（児童福祉法第59条の2第1項）を行った事業者であれば対象になります。</p>	

問番号	問内容
<b>対象となる臨時休業等</b>	
Q03-01	<p>臨時休業の要請対象とはなっていない保育所等が、自主的に休業した場合、そこに通う子の保護者も対象となりますか。</p>
<p>直接の要請対象等になっていない保育所等が休業した場合も対象となります。</p>	
Q03-02	<p>小学校等は休業しているが、小学校等側が子どもを預かるために小学校等を開放している場合も対象になりますか。</p>
<p>対象になります。</p>	
Q03-03	<p>保育所等から、可能な範囲で利用を控えてほしいという依頼があり、予定されていた仕事ができなくなった場合は対象となりますか。</p>
<p>対象になります。</p>	
★ Q03-04	<p>小学校や保育所等は休業しておらず、利用を控えるようお願いされているということもない。自主的に登校等を自粛した場合は対象となりますか。</p>
<p>対象になりません。 ただし、特定の子どもについて、学校等が、新型コロナウイルスに関連して特別に休むことを認める場合等は、対象になります。</p>	
Q03-05	<p>普段放課後児童クラブを利用しています。小学校等は休業していないが、放課後児童クラブは休業している場合は対象になりますか。</p>
<p>対象になります。</p>	
Q03-06	<p>夏休み期間・冬休み期間中は放課後児童クラブに子供を預ける予定でしたが、放課後児童クラブが休業している場合は、夏休み期間・冬休み期間中でも対象になりますか。</p>
<p>放課後児童クラブが本来利用可能であった日は対象になります。</p>	
Q03-07	<p>小学校等が休業しているが、放課後児童クラブはあいている場合、保護者が自主的に子どもが通うのをやめさせて、仕事ができなくなっている場合も対象になりますか。</p>
<p>対象になります。</p>	

問番号	問内容
Q03-08	<p>帰省等で他の都道府県から戻った小学生に対して、学校等から2週間の自宅待機指示があったため、保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は、支援の対象になりますか。</p>
<p>対象になります。 この場合は、待機指示の期間が分かる学校からのお知らせの写しなどを添付してください。</p>	
Q03-09	<p>小学校等が学校休業中や学校一部再開後に、新型コロナウイルス感染症に対応して、午前授業・午後授業など授業時間の短縮を行い、そのために保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は、支援の対象になりますか。</p>
<p>登校日ではありますが、左記の場合は対象になります。 この場合は、授業時間の短縮の日程が分かる学校からのお知らせの写しなどを添付してください。</p>	
Q03-10	<p>小学校等が学校休業中や学校一部再開したものの、新型コロナウイルス感染症に対応して、学校の全部又は一部休業中の措置として、任意の登校日を設けたり、分散登校を行い、子どもが登校しないことを認められている日が生じた場合において、その日について保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は、支援の対象になりますか。</p>
<p>対象になります。 この場合は、分散登校・任意の登校日の日程が分かる学校からのお知らせの写しなどを添付してください。</p>	
Q03-11	<p>小学校等が学校休業中や学校一部再開したものの、新型コロナウイルス感染症に対応して、分散登校を行っていますが、子どもが通常の登校日と同じように登校し授業を受けている日（登校・下校時刻などが通常の登校日と同じような日）について、保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は、支援の対象になりますか。</p>
<p>登校・下校時刻などが通常の登校日と同様である日については、対象になりません。ただし、分散登校で半日授業等を行っている場合は対象になります。</p>	
Q03-12	<p>小学校等が学校休業中や学校一部再開後に、新型コロナウイルス感染症に対応して、在宅オンライン授業や分散登校を行い、そのために保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合は、支援の対象になりますか。</p>
<p>対象になります。 この場合は、在宅オンライン授業の日程が分かる学校からのお知らせの写しなどを添付してください。</p>	

問番号	問内容
Q03-13	始業式の日については、支援の対象になりますか。

当該始業式が新型コロナウイルス感染症による臨時休業日（期間）に該当する場合は対象となります。  
 臨時休業日（期間）ではないが、子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した又は感染の疑いがある、もしくは小学校等が新型コロナウイルス感染症に関連して特別に休むことを認めた場合は対象となります。

★	Q03-14	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、夏休み期間が延長した場合は、新たに夏休みとなった期間について対象になりますか。
---	--------	---

通常どおり授業が行われているにもかかわらず自主的に登校等を自粛した場合は原則として対象になりません。  
 ただし、小学校等が新型コロナウイルス感染症に関連してやむを得ず出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。  
 また、それ以外にも、特定の子どもについて、学校等が、新型コロナウイルスに関連して特別に休むことを認める場合等は、対象となります。  
 いずれの場合にも、小学校等が欠席とはしない取扱いをしたこと（又は登校等しないことを認めたこと）が分かる書類の写しを添付してください。

（参考）

文部科学省作成『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』（2021.4.28Ver.6 ※2021.5.28一部修正）  
[https://www.mext.go.jp/content/20210514-mxt\\_kouhou01-000007426\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210514-mxt_kouhou01-000007426_1.pdf)  
 第2章 4.

（2）保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合  
 まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください  
 その上で、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取り扱いも可能です。その判断に当たっては、特に小中学生は就学義務も踏まえ、児童生徒の学びが保障されるよう配慮してください。

Q03-15	臨時休業その他これに準ずる措置とは、どのような措置をいいますか。
--------	----------------------------------

以下のような措置をいいます。  
 a 小学校等がガイドライン等に基づき臨時休業や当該施設又は事業所利用の停止を行うこと。  
 b 地方公共団体、施設の設置者又は事業者から当該施設又は事業の利用を控えるよう依頼すること。  
 c 特定の子どもについて、小学校等が新型コロナウイルス感染症に関連して出席しなくてもよいと認めること。

問番号	問内容
Q03-16	新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等全体の休業ではなく、学年閉鎖や学級閉鎖となった場合は対象になりますか。

対象となります。

Q03-17	子どものワクチン接種の付き添いや当該接種後の発熱等の症状による子どもの看護のために仕事を休んだ場合は対象になりますか。
--------	---

学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象になります（学校以外の場合については、特定の子どもが新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるため又は当該接種後の発熱等の症状のため欠席等している場合は、施設等の長の承認の有無を問いません。）。



問番号	問内容
<b>風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれがある子ども</b>	
Q04-01	<p>「風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある」状態はどのような者が該当しますか。</p> <p>・新型コロナウイルスに関連すると思われる発熱等の風邪症状が見られる者                      ・新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者をいいます。</p>
Q04-02	<p>風邪などの症状がない子どもについて、感染予防のため自主的に休ませた保護者は対象になりますか。</p> <p>原則として対象になりません。                      ただし、医療的ケアが日常的に必要な子どもや、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有するなど特定の子どもについて、学校等が、新型コロナウイルスに関連して特別に休むことを認める場合等は、対象になります。                      Q3-13もご覧ください。</p>
Q04-03	<p>小学校等は臨時休業等していませんが、子どもが発熱等の風邪症状があったため、欠席した子どもの世話をするために、仕事ができなかった場合は、対象になりますか。</p> <p>新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもについて、小学校等から欠席することが認められた場合は、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていた日（夏休み、冬休みなど）であっても、子どもの世話をを行うために仕事ができなかった日は、小学校等の臨時休業期間等にかかわらず、支援の対象になります。</p>
Q04-04	<p>新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもとは、どのような子どものことですか。</p> <p>新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもとは、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある子ども、透析を受けている子ども、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている子どもをいいます。</p>
Q04-05	<p>インフルエンザによる学級閉鎖があった場合、対象となりますか。</p> <p>対象になりません。                      本助成金は新型コロナウイルス感染症の影響により小学校等が休業した場合や、子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した（または感染の恐れがある）場合を対象としております。</p>

問番号	問内容
<b>対象となる保護者</b>	
Q05-01	対象となる保護者には誰が含まれますか。

親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象になります。  
 そのほか、子どもの世話を一時的に補助する親族も対象になります。

Q05-02	両親など複数の保護者が同時に休む場合、すべての保護者が対象になりますか。他に世話ができる家族がいる場合でも対象になりますか。
--------	--

保護者として複数で子どもの世話をする必要のある場合には、対象になります。

Q05-03	祖父母が仕事を休んで孫の世話をする場合も対象になりますか。
--------	-------------------------------

孫を現に監護する者であれば、対象になります。  
 また、孫を現に監護する保護者でない場合であっても、子どもの世を一時的に補助する親族についても、対象となります。

Q05-04	事実婚の状態でも、子どもの保護者になりますか。
--------	-------------------------

住民票記載事項証明書の続柄の欄から、例えば「同居人」や「妻（未届）」など事実上の婚姻関係を確認でき、現に子どもの監護を行っている場合は、対象になります。

Q05-05	オンラインや電話で子どもの世話をした場合、対象となりますか。
--------	--------------------------------

当支援金は、小学校等の休業等により、実際に子どもの世話（子どもの健康、安全を確保）をするために仕事を休まざる得ない方を対象としていることから、オンラインや電話等の間接的な世話をを行う場合は対象となりません。

問番号	問内容
-----	-----

**業務委託契約に関すること**

Q06-01	業務委託契約等とは何ですか。
--------	----------------

主に請負契約や準委任契約等を想定していますが、民法上の契約形態如何にかかわらず、今回の対象としては、発注者から仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約をいいます。

Q06-02	業務委託契約は、書面ではなく口頭でもよいでしょうか。
--------	----------------------------

【「支給要領の8（2）②ウ」を参照】  
 業務委託契約等の内容について、契約書などの書面により、契約締結日、発注者名、受託者名、業務の内容、業務の場所と日時、報酬の算定が分かるものとしています。  
 契約書のほかに、発注者と受託者の間での電子メール等のやりとりの写しでも構いません。  
 なお、口頭により契約されている場合や、契約内容の分かる書面がない場合は、発注者と受託者の連名で、業務内容などを記載した「業務委託契約申立書」（別添様式3号）を作成していただければ、支援金の申請を行うことができます。

Q06-03	なぜ、臨時休業等の開始日より前に、業務委託契約等を締結していなければならないのでしょうか。臨時休業等の開始日より後でもよいのではないのでしょうか。
--------	---

この支援金は、すでに業務委託契約等に基づき予定されていた日時に小学校等の臨時休業等に伴い働くことができなくなった場合に支給するものです。臨時休業等の開始日以降に契約を締結する場合は、臨時休業等を前提に、子どもの世話を行う必要がある日時を保護者が考慮した上で、契約を締結できる状況にあったと考えられることから、支援の対象とはしていません。  
 なお、新型コロナウイルスに感染した、または感染したおそれのある子どもの世話を行うために業務を行うことができない場合は、臨時休業等の開始日以降に契約を締結していても、その子どもが感染し、又は感染したおそれがあると認められる日より前に、契約が締結されている場合は、支援の対象になります。医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもの世話を行う場合については、小学校等の承諾を得て登校等しなかった日より前に、契約が締結されている場合は、支援の対象になります。

Q06-04	業務の場所はどこまでが指定されていれば、対象となるのでしょうか。
--------	----------------------------------

業務を行う場所や施設などが契約書等から明らかであることをいい、就業場所が就業者個人の判断で自由に選べない場合に対象となります。複数の場所、営業などのエリアなど一定の地域を指定する場合や、例えば、指定した配送先など、その都度具体的に指定されることが明らかになっている場合も含まれます。

問番号	問内容
★ Q06-05	自宅で業務を行っている場合は対象になりますか。

自宅であっても、臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために仕事がままならないケースもあり、発注者から、適用期間中（令和4年4月1日～令和4年9月30日）の業務に従事する場所として自宅が指定されており、その場所や日時に仕事ができなくなった場合は、対象となる場合があります。

Q06-06	業務の日時はどこまで具体的であればよいのでしょうか。
--------	----------------------------

業務を行う予定の日と時間、業務の開始日と終了日などが、契約書等から明らかであることをいいます。  
 具体的な日にちではなくとも、例えば毎週〇曜日、週〇日など、一定の期間における日数が明らかになっているものも含まれます。また、1日〇時間、1日のうちの概ねの時間帯、時間数が明らかとなっているもの等も含まれます。  
 また、作業期間や納期などが指定されており、業務の処理方法、業務量、業務の具体的な内容などが業務委託契約等において指定されている場合において、作業期間内に業務を行う必要な日数が判別されるような場合も含まれます。

Q06-07	業務を行う日時は、指定されているが、場所の指定が明確でない契約は対象になりますか。
--------	---

委託を受けて仕事を行う1日のうちの概ねの時間数や時間帯が指定されており、この時間と業務の内容、業務の処理方法や手段などから、業務を行う場所の範囲が一定限られる場合は、対象になります。

Q06-08	報酬は、日や時間で算定されるものに限られますか。成果を基に算定するものは対象にならないでしょうか。
--------	---

委託を受けて仕事をする方の報酬のあり方については、多種多様ですが、業務遂行に要する日数や時間、作業量などを基に、業務を行った結果により、報酬が算定される形態となっているものが該当し、日数や時間数により算定するものに限られません。

- 具体的には、
- ・ 時間や日を基礎として計算されるもの
  - ・ 作業単位や作業個数の単価と実績を基に算定されるもの
  - ・ 作業量や作成した成果物により算定されるもの など

問番号	問内容
-----	-----

**委託を受けて個人で仕事をする方**

Q07-01 「委託を受けて個人で仕事をする方」とは、どのような者でしょうか。

請負や準委任など業務委託契約等の名称如何にかかわらず、発注者から仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬が支払われることを内容とする契約を締結し、その契約を締結している本人が、個人で業務を行っている方が該当します。

具体的には、締結した契約において、発注者から業務の内容や業務を行う場所、日時などの指定を受け、業務を行った作業量や成果物により、報酬が算定されるものになっている個人の方が、支援の対象になります。

Q07-02 自営業者、一人親方なども支援の対象となりますか。

職種の名称により判断することはできませんが、この支援の対象である「委託を受けて個人で仕事をする方」(Q7-1参照)であって、業務委託契約等の相手先が業務に従事する場所を指定する場合など、仕事内容や、業務の場所・日時等について発注者から一定の指定を受けていると判断することができるなど一定の要件に該当すれば、支援の対象になります。

Q07-03 業務委託契約等の相手側が法人ではなく個人の場合でも、支援金の対象となりますか。親族の場合でも良いのでしょうか。

契約の相手先が個人でも、親族であっても対象外とはしていません。ただし、相手先が個人・親族であっても、業務委託契約書等の確認書類は必要です。

Q07-04 個人事業主のもとで働く事業の専従者は、支援金の対象になりますか。

個人事業主との間での契約に基づき、仕事内容や働き方が定められているなどの要件を満たしていれば、支援金の対象になります。

この場合でも、業務委託契約書等の確認書類は必要です。契約書等の書類がない場合は、様式第3号の申立書に加えて、業務内容等の確認のために、税務署に提出した書類(「青色事業専従者給与に関する届出書」又は「所得税等の確定申告書B(第一表、第二表)」)の写しなどを添付してください。

＜契約書等の書類がない場合の提出書類＞

- ①様式第3号+「青色事業専従者給与に関する届出書」
- ②様式第3号+「所得税等の確定申告書B(第一表、第二表)」

問番号	問内容
Q07-05	スポーツや音楽などの指導・教授する業務であっても、相手先の指定する場所に赴いて業務を行うといった一定の指定がある場合は、支援金の対象になるのでしょうか。

職種によって、対象になるか否かが決まるわけではありません。どのような場合に対象になるか一概にお示しすることはできませんが、業務委託契約等の相手先が指定する場所に赴く場合などは、業務従事の態様、業務の場所・日時等について発注者から一定の指定を受けていると判断することができますので、支援金の対象になる場合があります。この場合でも、業務委託契約書等の確認書類が必要です。

Q07-06	会社に雇用されている労働者が、副業として業務を行っている場合は、対象となるのでしょうか。
--------	--

労働者が雇用保険被保険者や公務員である場合には、この支援の対象になりません。ただし、上記以外の方であって、業務委託契約等を締結して業務を行っている方が、この支援の対象である「委託を受けて個人で仕事をする方」（Q7-1参照）であって、一定の要件に該当すれば、支援の対象になります。

Q07-07	なぜ、雇用保険被保険者や公務員を対象から除くのですか。
--------	-----------------------------

雇用保険被保険者や公務員については、副業ではない本業において一定の収入が見込まれると考えられることなどから、支援の対象から除いています。なお、雇用される労働者が、①31日以上引き続き雇用されることが見込まれる者であること、②1週間の所定労働時間が20時間以上であること、のいずれにも該当するときは、雇用保険の被保険者となります。

(参考)

雇用保険被保険者等、企業に雇用されている方については、小学校等が臨時休業した場合等に、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金制度（「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」）があります。

厚生労働省HP

<[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)>

Q07-08	風俗営業関連の委託業務は対象になりますか。
--------	-----------------------

対象になります。

Q07-09	外国籍で、個人で仕事をする者は対象になりますか。
--------	--------------------------

対象になります。なお、外国人住民の方であって、委託を受けて個人で仕事をする方が、支援金の申請をされる場合にも、外国住民に係る住民票記載事項証明書（原本）を提出していただく必要があります。

問番号	問内容
<b>仕事ができなくなった日</b>	
Q08-01	<p>子どもの世話をを行うために、仕事ができなくなった日は、どこまで具体的に予定されている必要がありますか。</p>
<p>あらかじめ業務委託契約等で具体的に特定の日が明らかとなっていない場合でも、契約書等の内容から業務を行う日や日数が一定の期間内において判別できる場合も対象となります。                  例えば、作業の期間や納期などが指定されており、業務の処理方法、業務量、業務の具体的な内容などが業務委託契約等において指定されている場合において、作業期間内に業務を行う必要な日数が判別されるような場合も含まれます。</p>	
Q08-02	<p>仕事が予定されていた日について、仕事を行う時間は指定されていなくてもよいでしょうか。</p>
<p>1日の作業を行う時間が直接指定されていない場合であっても、業務量や業務の具体的な内容などから、1日において一定の時間数の作業を行うことが判別されるような場合は、業務を行う日時が予定されていたものに該当します。</p>	
Q08-03	<p>小学校等の子どもの世話をするため以外の理由で、仕事ができなくなった場合は、対象になるのでしょうか。</p>
<p>対象になりません。</p>	
Q08-04	<p>適用期間中に仕事ができなくなった日のすべてが支援の対象になるのですか。土曜日・日曜日・祝日や夏休み・冬休み期間でもよいのですか。</p>

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うための支援であることから、土曜日・日曜日・祝日や夏休み・冬休み期間など元々小学校等の開校する予定のなかった日等については、対象となりません。

(土曜日・日曜日・祝日や小学校の夏休み・冬休み期間中も受け入れている保育所や放課後児童クラブ等に子どもを預ける予定だったのに当該施設等が休業したことにより保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合には、Q3-6にあるとおり、当該施設等が本来利用可能であった日は、土曜日・日曜日・祝日や小学校の夏休み・冬休み期間中であっても、対象になります。)

新型コロナウイルス感染症に感染した子どもや、感染したおそれがあると思われる発熱などの風邪症状がみられる子ども等の世話をを行うために、仕事を行うことができなかった場合は、そもそも休校が予定されていた土曜日・日曜日・祝日や夏休み・冬休み期間などであっても、支援の対象になります。

問番号	問内容
Q08-05	<p>小学校等の臨時休業等が始まった後に新たな業務委託契約等を締結し、その就業予定日の仕事をキャンセルする場合も対象になるのでしょうか。</p>
	<p>小学校等の臨時休業等の開始日より前に、既に業務委託契約等が締結され、この契約に基づき就業する予定であった仕事ができなくなった場合に対象となります。</p> <p>一方、臨時休業期間中に新たな業務に従事する契約を締結し、その契約に基づく仕事ができなかった場合は、「臨時休業等の開始日より前」に契約が成立していないため、対象になりません。</p>



問番号	問内容
<b>申請手続等</b>	
Q09-01	支援金を申請するためにどのような書類を用意すればよいのですか。

厚生労働省のホームページに掲載している申請様式に必要な事項を記載の上、各種添付書類をご用意いただく必要があります。申請書は、厚生労働省のホームページから、印刷して使用してください。

支援金の申請に共通した必要書類は、次の5種類です。

- ① 申請書
- ② 住民票記載事項証明書の原本
- ③ 契約内容が分かる業務委託契約書又は電子メールのやりとりの写し等
- ④ 小学校等の臨時休業等が講じられた日や期間が分かる学校だより、小学校等のHPや電子メール等の通知の写し
- ⑤ 申請者本人名義の銀行通帳又はキャッシュカードの写し

詳細は、厚生労働省ホームページの「支給要領」（8 支給申請）、申請書の記入要領、申請書の記入例等（「支給申請手引き」）、「よくある不備の例」をご確認ください。

（厚生労働省HP）<[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)>

Q09-02	申請書の「小学校等休業日」欄に、土曜日・日曜日・祝日や夏休み・冬休み期間も「○」を記入してよいのですか。
--------	--

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うための支援であり、元々小学校等の開校する予定のなかった日等については対象とならないので、小学校等の開校日ではない土曜日・日曜日・祝日や、そもそも休校が予定されていた夏休み・冬休み期間などについては「小学校等休業日」欄に「○」を記入しないでください。

（土曜日・日曜日・祝日や小学校の夏休み・冬休み期間中も受け入れている保育所や放課後児童クラブ等に子どもを預ける予定だったのに当該施設等が休業したことにより保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合には、Q3-6にあるとおり、当該施設等が本来利用可能であった日は、土曜日・日曜日・祝日や小学校の夏休み・冬休み期間中であっても、対象になるので、「小学校等休業日」欄に「○」を記入してください。この場合の確認書類については、Q9-3をご覧ください。）

新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども等の世話をした日には、「小学校等休業日」欄に「●」を記入してください。

（土曜日・日曜日・祝日や夏休み・冬休み期間であっても、「小学校等休業日」欄に「●」を記入してください。確認書類については、Q9-4をご覧ください。）

さらに、その子どもの世話をするために仕事ができなくなった日については、「仕事を取りやめた日」欄に「○」を記入してください。

問番号	問内容
★ Q09-03	小学校等の臨時休業等が行われたことの確認書類としてはどのようなものがありますか。

小学校等からの臨時休業等を通知する学校だより、小学校等のホームページや電子メールでの通知の写しなどが該当します。

土曜日・日曜日・祝日を支給対象として申請する場合は、これらの日が元々小学校等の開校する日（施設等の営業日）であったことが分かる文言が記載された書類等の写しも添付してください。

また、冬休み期間が申請対象に含まれる場合は、申請書2枚目の「冬休み期間記入欄」に必ず冬休み期間を、春休み期間が申請に含まれる場合は、「春休み期間記入欄」に必ず春休み期間を記入してください。

Q09-04	新型コロナウイルスに感染した又は感染したおそれのある子ども、医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもの世話をした場合は、どのような書類が必要ですか。
--------	--

小学校等が登校をしないことを認めたことが分かる書類が必要です。例えば、小学校から登校しないことの承諾を受けていること分かる連絡帳なども該当します。

日曜日、夏休み期間中など小学校等が元々休みの日の場合は、医療機関の発行した診断書、薬局の領収書やお薬手帳等の写しを添付してください。

Q09-05	インターネット上のプラットフォームを利用して、不特定の仕事の依頼者（発注者）のうちから、1人の依頼者の依頼を受けて仕事を行うという形態での業務委託契約では、本名ではなくニックネームを用いてやり取りし、双方のマッチングを行い契約を締結することがありますが、発注者の名前がニックネームでも、申請を行うことはできますか。
--------	---

業務委託契約等の内容について、スマートフォンの画面上に表示される等により、契約締結日、発注者と申請者の氏名、業務内容、業務遂行場所・日時、報酬及び仕事を取りやめた日（分かる場合のみ）が明らかな場合は、こうした発注者との契約内容が分かる部分を印刷したものを添付して、申請を行っていただく必要があります。

なお、発注者と申請者の名前について、ニックネームを用いているため、申請者の氏名は明らかとなるが、発注者の氏名が明らかでない場合には、発注者のニックネームとその本人の氏名・住所等が関連付けられて、発注者及び申請者がいずれも本人と同一人であることが明らかとなる書面があれば、申請を受け付けられます。

具体的には、プラットフォームの運営会社において、申請者の求めに応じ、発注者本人の了解を得て、発注者のニックネームと関連付けられた氏名、住所、連絡先の情報が明らかとなる書面を提供された場合は、発注者との契約内容が分かる画面情報等の写しにその書面を添付することが考えられます。この場合は、支給要領8（2）②ウ（ア）の「電子メール等」として取り扱われ、支給申請を行うことができます。

問番号	問内容
Q09-06	申請は数か月分まとめて行えるのですか。

申請期間内であれば、申請はまとめて行うことができます。  
 ただし、申請日以前の日付のみを支給対象日として申請できるので、申請日より後の日付については、支給要件を満たした場合には、後日再度申請を行ってください。

★ Q09-07	申請期間はいつまでですか。支給決定はいつ頃になりますか。
----------	------------------------------

●仕事が出来なかった日が令和4年4月1日から同年6月30日までの期間については

令和4年4月1日から同年8月31日まで（私書箱に必着）

●仕事が出来なかった日が令和4年7月1日から同年9月30日までの期間については

令和4年7月1日から同年11月30日まで（私書箱に必着）

と異なりますのでご注意ください。

必要な申請書、証拠書類が確認できた後、できる限り速やかに支給決定ができるよう努めてまいります。

Q09-08	申請書の提出先は、どこですか。
--------	-----------------

申請書の提出は、「学校等休業助成金・支援金受付センター」（厚生労働省の委託した事業者）に特定記録など配達記録が残るもので郵送してください。

申請送付先

〒137-8691 新東京郵便局 私書箱132号

宅配便等での受取は不可のため、郵送での提出をお願いします。

Q09-09	申請書の提出方法は、郵送ですか。電子メールでもよいのですか。
--------	--------------------------------

申請書の提出方法は、郵送としています。電子メールによる受付はしておりません。

また、郵便物を差し出した記録を残す「特定記録」等による郵送をお勧めしています。

（参考）「特定記録」 日本郵政HPより転載  
 引受けを記録するので、郵便物等を差し出した記録を残したいときにおすす  
 めです。

（引受けの記録として、受領証をお渡しいたします。）

インターネット上で配達状況を確認できます。

（配達完了メール通知サービスがご利用いただけます。）

受取人さまの郵便受箱に配達します（配達記録（受領印の押印または署名）は行いません。）。

問番号	問内容
Q09-10	<p>申請した支援金が支払われるのかなど、申請した後の結果はどのようにして知ることができますか。</p>
<p>申請書を受理した後、支援金の支給要件に該当するか審査した結果については、申請者ご本人あてに厚生労働省から「支給（不支給）決定通知書」として直接文書で通知します。                      必要な申請書、証拠書類が確認できた後、できる限り速やかに支給決定ができるよう努めてまいります。</p>	
Q09-11	<p>提出した申請書に記載漏れや書類の不備などがあった場合は、何らかの連絡はあるのですか。</p>
<p>申請書に記載漏れや不備があった場合は、厚生労働省又は「学校等休業助成金・支援金受付センター」から、申請者ご本人に対して、電話でのお問い合わせ又は提出された申請書類のすべてを郵便により返送することとしています。                      申請書類を返送する際、書類の不備等の具体的な内容について、文書で連絡しますので、必要な補正をしていただいた後に、指定された期限内に郵送により申請書類を再提出いただければ、申請を受け付け、再度審査を行うこととなります。</p>	
Q09-12	<p>申請書の記載誤りを訂正したい場合はどうしたらよいでしょうか。</p>
<p>申請書等に記載した文字を訂正、削除する場合は、その訂正等をする文字の上に横線を引き、訂正や削除をしていただくことは構いません。                      ただし、修正液による文字の消去、訂正は認められません。</p>	
Q09-13	<p>郵送の場合は、郵便料金は自己負担ですか、着地払いにできないのですか。</p>
<p>申請書を送付するための郵便料金については、申請者の方にご負担いただくことをお願いしています。</p>	
Q09-14	<p>支払われた支援金は課税対象となりますか。</p>
<p>支援金については、事業所得等として課税対象になるとの判断を国税庁が示しています。具体的な取扱いについては、最寄りの税務署にお問合せください。（参考）                      国税庁HP  <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm</a>                      国税庁作成「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」</p>	
Q09-15	<p>支援金が国から支払われることとなる場合、何という名義で口座に振り込まれるのですか。</p>

支援金は、「厚生労働省大臣官房会計課長」という名義で振込を行います。

問番号	問内容
<b>その他</b>	
Q10-01	令和2年度第2次補正予算で、休業手当の支払を受けることができない労働者に対して、月額上限33万円の支援金を支給する新たな給付制度（「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」）ができましたが、この給付と本支援金は関係があるのでしょうか。

どちらも厚生労働省が実施する制度で名称は似ていますが、支給対象者も支給内容も全く異なる別の制度です。

なお、お尋ねの給付金の問合せ先は以下のとおりです。

（参考）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

<<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>>

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

0120-221-276

月～金 8：30～20：00

土日祝 8：30～17：15

問番号	問内容
-----	-----

**支援金制度の延長**

★ Q11-01 今回の延長（5月31日発表分）では、対象となる仕事ができなくなった日の期間はいつまで対象になりますか。

令和4年7～9月までの仕事ができなくなった日について、新たに対象となりました。

★ Q11-02 令和4年7～9月分までの仕事ができなくなった日についての申請期限はいつまでですか。

令和4年11月30日（期間内に受付センターに必着）が申請期限となります。

★ Q11-03 今回の延長（5月31日発表分）に伴い、支給額が変更されるのですか。

令和4年7～9月分までの仕事ができなくなった日に係る支給額は、令和4年4～6月分と同額となります。

・令和4年4～9月：1日当たり4,500円（申請の対象期間（※）中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に住所を有する方：7,500円）

※「申請の対象期間」とは、申請のあった仕事ができなくなった日の最初の日から最後の日までの間をいいます。

★ Q11-04 令和4年7～9月分の支給申請の様式の公表にあわせて、4～6月分の様式も改定されましたが、改定前の様式を使って申請することは可能ですか。

4～6月分については、改定前の様式でも引き続き申請可能です。なお、以前の様式には、コールセンターの番号や振込先金融機関など、古い箇所が記載されている箇所もありますので、これから記載する場合には、可能であれば新しい様式を使用して作成をお願いします。